

事務連絡  
平成27年4月28日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度 担当部局 御中  
私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係る  
フォローアップ調査について（依頼）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日より子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が施行されたところですが、その円滑な実施を図るためには、私立幼稚園が新制度に移行するか否かを的確に判断し、新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、地方自治体における体制整備や施設型給付の確保、事業の実施等を適切に行うことが重要となります。このため、平成26年4月10日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（以下「円滑移行事務連絡」という。）において、円滑移行に係る主な課題についての適正な対応をお願いするとともに、教育標準時間認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号の子どもの区分について同法第20条第1項に規定する認定を受けたもの。以下同じ。）に係る施設型給付及び一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況を調査することとしておりました。

このたび、下記のとおり、私立幼稚園の新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査を実施することといたしますので、各都道府県においては、域内の市区町村に対し、本調査を実施していただくようお願いいたします。また、調査の過程で、地域のニーズに応じて教育・保育の実施を確保するという新制度の趣旨に照らし、市区町村における私立幼稚園（私立幼稚園から移行した認定こども園を含む。以下同じ。）への対応について不適切な事例等があった場合には、各都道府県から当該市区町村に対し適切に指導、助言していただきますようお願いいたします。

なお、調査報告に基づき、国としても事情の確認等必要な対応を行いうることについてあらかじめ御了承願います。

調査結果については、取りまとめのうえ、公表を予定していることを申し添えます。

## 記

### 1 調査の趣旨

- ・円滑移行事務連絡で把握することとしていた、各市区町村における私立幼稚園の教育標準時間認定子どもに係る施設型給付や一時預かり事業（幼稚園型）等の実施状況を把握し、新制度への私立幼稚園の円滑な移行に向けた各市区町村の施行状況を確認する。

## 2 調査の実施主体

・都道府県

## 3 調査の対象

・市区町村

## 4 主な調査項目

- ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係
- ② 教育標準時間認定子どもに係る利用者負担額関係
- ③ 一時預かり事業（幼稚園型）関係

※調査時点は、基本的に平成 27 年 4 月 1 日とするが、各市区町村の施行状況等を踏まえて平成 27 年度の実施状況として適切な時点で回答を作成して構わない。

※②については、「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）（平成 27 年 3 月 31 日付け府政共生第 347 号・26 文科初第 1462 号・雇児発 0331 第 19 号）」（参考参照）を踏まえた調査である。

## 5 調査の実施方法

- ・都道府県は域内の全市区町村（指定都市・中核市も含む。）の集計表をとりまとめて国に提出すること。
- ・なお、都道府県で独自の質問を追加するも可とする。ただし、独自の質問に対する回答は、国に提出する集計表には加えないこと。

## 6 国への提出締切

5 月 29 日（金）

【参考】「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）」（抜粋）

### 第二 令及び規則関係

#### 1. 利用者負担の上限額について

（略）

※ 具体的な利用者負担額は、支援法施行令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めるものであるため、市町村の判断により、支援法施行令で定める額より軽減することが可能であるが、その際、軽減の程度等について、異なる認定区分、特定教育・保育施設等の区分、公立施設と私立施設との間のバランスや現行の負担額等に留意のうえで設定するとともに、市町村が財源を負担することにより利用者負担額を軽減することに鑑み、市町村が支給認定保護者を始めとする住民に対して説明責任を果たすよう配慮すること。

【担 当】文部科学省初等中等教育局 幼児教育課
佐々木、渡邊、岡、辻本
TEL 03-5253-4111（内線）2714
直 通 03-6734-2714
FAX 03-6734-3736